

令和3年9月13日

保護者 様

湯前町立湯前中学校

校 長 新川 晃英

「まん延防止等重点措置」適用延長に伴う部活動の対応について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、本県においては、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されて、9月30日（木）まで延長されることになりました。

このことに伴い、本校における部活動については、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、生徒の安全を確保する観点から、部活動の中止及び時間短縮を補うための自主的な活動も控えていただきますようお願いします。

記

- 部活動は、原則中止する。（9月30日（木）まで）
- ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。
 - ・日数：部活動規定による。（1週間の練習日は5日以内とし、水曜日及び週末1日以上を休養日とする。毎月の第1日曜日は完全休養日とする。大会の翌日は休養日にする。）
 - ・時間：活動時間を短縮し、平日は18：00まで（完全下校18：15）とする。
 - ・人数：練習及び大会への参加について本人及び保護者の同意を得た生徒のみとする。
- また、競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習期間（大会前3週間を限度とする）が必要な場合は、町教育委員会が認める場合に限り、実施することができる。